「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係告示の整備に関する告示」について

１．概要

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和８年法律第 38 号）の施行に伴い、以下の財務省関係告示について整備を行う。

- 「株式会社国際協力銀行法第十一条第六号ロの規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件」（平成 23 年７月財務省告示第 245 号）
- 「株式会社国際協力銀行法第二条第九号の規定に基づき財務大臣が定める外国の法人を定める件」（平成 24 年３月財務省告示第 99 号）
- 「株式会社国際協力銀行法第十二条第三項第一号の規定に基づき財務大臣が定めるものを定める件」（平成 24 年３月財務省告示第 94 号）
- 「株式会社国際協力銀行法第十二条第九項第一号の規定に基づき財務大臣が定める者を定める件」（平成 24 年３月財務省告示第 95 号）
- 「株式会社国際協力銀行法第十二条第十項第二号及び第十一項の規定に基づき財務大臣が定める期間を定める件」（平成24年３月財務省告示第96号）
- 「特別業務指針」（平成 28 年９月財務省告示第 285 号）

２．施行日

令和８年９月 18 日

（以上）